

# 彩星（ほし）の 会

若年痴呆家族会（関東部会）会報 第4号

平成14年11月発行

## ご挨拶

副代表 比留間ちづ子

家族会発足から1年を数えます。家族会発足当時に比べ、「若年痴呆」という症状名も少しは耳慣れた

はずですが、どこか的外れで回避したくなるような感覚を持つのは私一人ではないと思っております。

確かに、記憶の障害や突然の暴力など困った事態があるのですが、今も変わらない生活ぶりや心づかい、

このひとしさを見るにつけ、どうして「痴呆」なのか？と思ってしまうことや、家族である自分がイ

ライラしていると本人もイライラし、そう気が付くといつの間にか収まっているという阿吽の呼吸の関

係である。わかっているし、分かり合えている。そういった日常の感覚が、「痴呆」という表現への大き

きな抵抗になっているのではないかと思えます。一方で、また迷子になってしまって迎えに行くとき、

やっぱりそうなのかなと宣告を飲み込む覚悟にも似た感覚に陥ることもあると思います。

交通事故や脳卒中による「高次脳機能障害」の調査や研究では、脳が受けた損傷の場所によって様々

な認知や理解に支障が生じることがわかりましたが、このような受傷者の家族が訴えられたことは、「阿吽」の交流ができないことでした。まったく、以前の家族としての絆がなくなってしまった・・・

と。この違いから考えました。

病気の進行のなかでも、仕事や家事や家族の団欒がお互いの関係を支えています。テレビを見ても笑

うタイミングやお茶の熱さ加減までも基本的には変わらないでしょう。子供が小さかったときの事象は

忘れても、感動するポイントは残っていて、時には話題になります。このように考えると、本人の反応

のされ方もさることながら、家族である自分の受け止め方や心情が大きく影響していることが多いので

はないかと思うのです。家族であること、その縊、阿吽であること、それを感じる接点を多く見出します。  
おこうと思います。このような視点や受け止め方も含め、家族同士でさらに交流を積み重ねていくことが力になると思います。では、また家族会でお会いしましょう。

### **比留間ちづ子氏の一言**

作業療法士という、リハビリテーション分野の実際的な生活に関する指導などの仕事をしております。宮永先生の若年痴呆研究班のご縁で家族会に参加しているサポーターです。

家族会は最初、不安と混迷の寄り合い状態？と思われました。しかし、相互の状況報告や、ミニ講義、レクリエーションなどを重ねるなかで家族間の交流も増え、家族が一人だけで背負っている辛さや悩みを共有しながら、どう対処するかというアドバイスの取捨選択の中で、心を強く持った賢い日々の取り組みが聞かれるようになりました。そして、と一緒に参加のご本人の発言や表情表出が多くなってきたことはとても大きな成果だと思います。「痴呆」という呼称に捉われるのではなく、「生活するうえでのさまざまな障害」という観点から適切な援助を利用し、ご本人と家族が生き生きと暮らす。時期と課題が変わっても、このような本物の「リハビリテーション」のお手伝いをしていきたいと思います。

## **三都物語 「ふたたびのウェディング」イベントへのお誘い**

銀婚式・還暦などのお祝い、日頃の感謝を込めてもう一度輝く日の想い出を創りませんか？

「教会での式・リムジンによる送迎サービス・ティーパーティ」を行い、皆でお祝いします。

予定は、来年の春（3～4月頃）、神戸の教会です。

詳細は、役員の牧野さん（アラジン 03-5775-7964）までお申し込み下さい。



## **家族会総会について**

総会を以下の要領で開催致します。また、総会終了後、引き続きまして懇親会を行いますので万障繰り合わせの上、是非ご出席下さい。

### **1. 日時 平成15年12月21日（土）1時30分から3時30分**

#### **2. 場所 科学技術館会議室**

東京都千代田区北の丸公園2-1

地下鉄（東西線、半蔵門線、都営新宿線）九段下 下車徒歩7分

地下鉄東西線竹橋 下車徒歩7分

電話 03-3212-3939 （北の丸公園内で、皇居のすぐそばです）



### 3. 内容

- ①会計報告
- ②新役員選挙
- ③新年度活動

※総会に引き続き、忘年会（懇親会）を開催したいと思いますので、奮ってご参加下さい  
(但し、場所は別の所になると思います)。

## お知らせ

若年痴呆の講演会を平成15年2月に東京にて開催予定です。

内容は第1部「最近の薬物治療の現状」と第2部「諸外国の事情について」です。

演者は現在交渉中ですが、家族会の皆さんに満足のいく講師と講演内容を提供できるものと思っております。ご期待下さい。

## 年会費について

平成14年度の年会費については、平成14年12月に開催される総会にて決定後に会員の皆様にご連絡致します。

なお、年会費の金額は今のところ変更はないと思われますので、引き続き家族会への入会を継続して頂ければ幸いです。

## 第6回家族会の話題

第6回定例会は、9月23日（日曜日）午後12時から午後4時まで、港区六本木の「みなとNPOハウス（旧三河台中学校）」4F大会議室で開催されました。出席者は25名でした。萩原代表挨拶のあと、各自近況報告があり、その後話し合いが行われました。今回は家族の方が司会をしてくださいました。名司会ぶりのためか、皆の活発な発言がありました。主な話題は、病名や状態の告知の問題と信頼できる医療機関の情報収集の方法などでした。若年痴呆患者を受け入れてもらえる医療機関の名簿作成のために全国規模で調査することや、医師からの病状説明のうまい聞き方・尋ね方などを会員の実体験を集めようと、有意義な話し合いがもてました。

なお、この件については、次回の家族会で引き続き話し合い、内容を深めることになりました。

家族会終了後も、ほぼ皆で夕食を共にしました。アルコールが入ったためか、笑い声が絶えず、コミュニケーションならぬ飲みニケーションが深まったようです。



## — Q & A —

### 質問1 痴呆について、経済的な支援制度はありますか

#### 答え1

突然の失業や病休による収入の減少が大きな問題です。不完全ですが、公的給付制度がありますので、社会保険事務所に相談して下さい。

#### 1. 障害者年金制度

- 1) 病気（知的、精神障害を含む）やケガにより初診日から1年6ヶ月経過した日、またはその期間内に症状が固定した日において、障害の状態が法律で定める基準に該当する場合が、適応します。
- 2) 20歳前に上記の条件を満たし、障害者になったときは、20歳から請求できます。

#### 2. 特別障害者手当制度

- 1) 在宅者で、手帳が概ね1級に該当する場合、福祉事務所を通じて申請できます。
- 2) 20歳以上が対象ですが、20歳未満の場合も「特別障害児手当制度」として同様のものがあります。

### 質問2 介護保険で制度的な制限があるといわれますが、どのようなものでしょうか

#### 答え2

制度上の問題は、介護保険が適応される場合と適応されない場合があることです。さらに、年齢制限のために利用できる施設や制度が異なることが最大の問題と思われます。すなわち、40歳から64歳の場合、「老化に伴って発症した」痴呆性疾患については、在宅、施設ともに

介護保険が適用されて65歳以上と同様に処遇されます。しかし、内分泌疾患、中毒性疾患、栄養障害及び頭部外傷が原因の痴呆性疾患では、「老化に伴って発症した」ものでないため、介護保険には含まれません。また、18歳から39歳の場合では、介護保険は全く適応されません。現状では、介護保険の適応がない場合、通常の福祉施設サービスではなく医療保険の利用が中心となります。すなわち、福祉施設への入所はないために病院のみとなります。

但し、在宅では、疾患と障害の程度に応じて、福祉医療、更生医療、進行性筋萎縮症療養給付、特定疾患医療、結核予防法などによる医療費の公費負担制度があり、また、精神又は身体の障害の程度が重度の場合は、特別障害者手当の支給が受けられます。

さらに、都道府県単独事業によっては、公費負担の対象となるものがありますので、関係課に問い合わせてください。

現時点では、若年痴呆の処遇は精神障害者手帳を取得の有無に係わらず、医療保険制度を利用せざるを得ない状況にあります。今後、早い時期に福祉サービスが拡大されて、これらの年齢まで適応されることを望みたいと思います。

なお、入所や在宅サービスに関して、身体障害者手帳（身体障害を合併する者）や療育手帳（精神遅滞の合併ないし18歳以前の発症者）を取得していれば、若年期の範囲であっても、身体障害者施設や知的障害者施設の福祉施設を利用できることを付け加えておきます。

### 1. 介護保険に適応しない痴呆性疾患があります。

- 1) 内分泌障害（甲状腺機能低下証など）
- 2) 中毒性疾患（金属中毒、一酸化炭素中毒など）
- 3) 栄養障害（アルコール性痴呆、貧血が原因の痴呆）
- 4) 頭部外傷

但し、40～64歳の範囲のことです。65歳以上の方は全部の疾患が適応されます。

### 2. 18歳から39歳の痴呆患者は、以下のものが利用可能です。

- 1) 外来 精神科デイケア、重度痴呆患者デイケア、訪問看護など
- 2) 地域 ショートステイ、グループホーム、小規模作業所、授産施設など
- 3) 病院 精神科一般病棟、痴呆疾患治療病棟、痴呆疾患療養病棟など
- 4) 就業 職業準備訓練、職域開発援助事業、精神障害者社会適応訓練事業（職親制度）など

### 3. 痴呆は、原因や種類によらず、精神障害者手帳（精神保健福祉手帳）の申請が可能です。

## 質問3 若年痴呆を早期に発見するにはどうしたらしいですか。

### 答え3

若年痴呆にのみを特別に早期に発見する方法はありません。しかし、痴呆の早期発見にはいくつかのテストがあります。以下、参考までに3つの検査を示します。

#### 1. 流暢性検査 「“か”ではじまる言葉を、できるだけ沢山言います」

＜判定＞ 30秒間で7つまでしかいえない場合、“問題有り”として、検査を受けることが必要です。

## 2. 数字の逆唱

「 以下の数字をうしろから言います 」



① 7 9 3 5 6

② 4 9 8 6 2

<判定> 両者が出来なかったら、検査を受けることが必要です。

**3. 脳の健康度チェックリスト** これは、群馬県物忘れ健診に用いられている自己チェックシートです。

1. 毎日に1回以上、置き忘れがある
2. 每日に1回以上、度忘れがある
3. 今日が「何月何日」なのか、分からぬ
4. 朝食の内容を思い出せないことがある
5. 漢字が書けないことがよくある
6. 計算の間違いが多い。または、勘定をよく間違える
7. 物の名前が出てこない
8. 知り合いの人の名前が思い出せない
9. 以前と比べて新聞やテレビを見なくなつた
10. よく知っている道で迷ったことがある
11. 毎日に1回以上、しまい忘れがある
12. 元気で動けない、または、仕事をやる気がしない
13. この1ヶ月間、一度も電話をかけていない
14. 野菜の名前を10個以上言えない
15. いつも、孤独感や寂しい気分がする
16. 会合や社会奉仕活動に全く参加していない
17. この1年間、旅行を全くしていない
18. 話している言葉がよく聞こえない
19. 火の不始末がある
20. 現在の総理大臣の名前を知らない

<判定> 5項目以上に○がついたら、検査をうけることをお勧めします。

## 相談（027-263-1166へ）

現在、以下のような相談を受け付けています。



### 1. 介護されている家族からのアドバイスをご希望の方

事務局にご連絡下さい。萩原代表や近くの世話人に相談にのって頂きます。

### 2. 医療（診断・治療などの知識、痴呆専門医の紹介）について

事務局にご連絡下さい。近くの専門医などをご紹介します。

1) 東京都老人医療センター 物忘れ外来 担当 高橋

診療日 月曜日（毎週）、水曜日（第1週、第3週）

住所 東京都板橋区

交通 JR池袋駅より東武東上線大山駅下車 徒歩5分

電話 03-3964-1141

要予約 予約センターでご予約下さい。

2) 群馬県立精神医療センター 物忘れ外来 担当 宮永

診療日 金曜日午前9-12時

住所 群馬県佐波郡東村

交通 JR両毛線国定駅下車 徒歩5分

電話 0270-62-3311

要予約 痴呆疾患センター 土肥、木村さんまで

### 3. 福祉・社会保障（施設入所・年金・手帳など）について

事務局にご連絡下さい。相談可能な社会福祉士や精神保健福祉士などをご紹介します。

1) 国立神経・精神センター武蔵病院 担当 三沢（精神科ソーシャルワーカー）

電話 0423-41-2711

※平成15年1月まで不在です

2) 東京女子医大病院医療福祉室 担当 木舟 (医療ソーシャルワーカー)

電話 03-3353-8111

3) 東京都リハビリテーション病院 担当 渡辺 (医療ソーシャルワーカー)

電話 03-3616-8600

#### 4. 介護（制度・対応方法）について

事務局にご連絡下さい。内容により、会の役員をご紹介します。

## 今後の予定

以下の日時と場所にて開催します。是非皆さん参加して下さい。

### 第6回彩星の会・若年痴呆家族会（関東部会）の開催

#### 1. 日時

平成14年11月24日（日曜日） 午後12時から午後4時まで

#### 2. 場所



セントラルプラザ10階

東京ボランティア・市民活動センター 会議室

交通 JR中央線飯田橋駅西口下車 徒歩1分 地下鉄も飯田橋駅です。

#### 3. 内容

- 1) 交流会
- 2) ミニ講演
- 3) 個別相談

### 朱雀会（関西部会）について

**<朱雀会14年度役員（再々載）>**

代表 岡田ちか子氏

副代表 酒井邦夫氏、松井文子氏

相談役 溪村真司氏

**<朱雀会開催予定>****第5回 家族会定例会**

日時 平成14年12月15日（土曜日）午前10時から

場所 天理市小牧詰所

なお、前日の14日5時より忘年会を開催します。場所は同じです。

※参加希望の方は、次の連絡先にお電話下さい（074-271-2005 岡田宅）。

※なお、当日は、萩原代表、宮永副代表も参加します。家族会の方で、朱雀会への参加ないし宿泊を希望される場合は、下記の事務局までご連絡下さい。

**彩星の会・若年痴呆家族会（関東部会）事務局**

住所 群馬県こころの健康センター 前橋市野中町368

電話 027-263-1166

FAX 027-261-2015

Eメール drmyanaga@hotmail.com

ホームページ [www13.u-page.so-net.ne.jp.ka3/fumipako/demen](http://www13.u-page.so-net.ne.jp.ka3/fumipako/demen)

[ホームページへ](#)